

[事案 29-25] 災害入院給付金支払請求

・平成 29 年 9 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

足底挫創により入院したことを理由に、災害入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 12 月および平成 27 年 6 月に契約した医療保険にもとづき、以下の理由により、不支払いとなった約 1 か月間分の災害入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 深い創傷を負い、足底挫創の診断を受けて、約 2 か月間入院した。
- (2) 保険会社は、約 2 か月間の入院は不要であるとして 30 日分の給付金のみを支払ったが、疼痛が継続し、自立歩行ができなかったため、全期間の入院加療が必要であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院開始時に実施された X 線検査、心電図検査、採血検査のいずれにおいても異常所見が認められなかった。
- (2) 入院中の治療内容は、挫創の縫合、投薬治療、松葉杖による歩行訓練等のみであった。
- (3) 入院中の日常生活動作は、入院当初から松葉杖を使用することにより自力で可能だった。
- (4) 申立人は、入院期間中に外出、外泊を行っていた。
- (5) 以上の事実からすると、少なくとも 31 日目以降の入院は、約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、入院時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、不支払分の災害入院給付金の支払いを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。